

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和4年10月11日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	2件
-----------------	----

厚生年金保険関係	2件
----------	----

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200022号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200017号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成30年8月28日、平成30年12月28日、令和元年8月28日及び令和元年12月27日の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の1のとおりとする。

平成30年8月28日、平成30年12月28日、令和元年8月28日及び令和元年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年8月28日、平成30年12月28日、令和元年8月28日及び令和元年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成30年8月28日、平成30年12月28日、令和元年8月28日及び令和元年12月27日の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の2のとおりとする。

平成30年8月28日、平成30年12月28日、令和元年8月28日及び令和元年12月27日の訂正後の標準賞与額(上記第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成30年8月28日
② 平成30年12月28日
③ 令和元年8月28日
④ 令和元年12月27日

A社から支払われた請求期間①から④までの賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から④までについて、A社から提出された給与台帳及び請求者が所持する賞与に係る給与明細書(以下「給与台帳等」という。)により、請求者は、当該事業所から、請求期間①は24万7,500円、請求期間②は34万円、請求期間③は25万5,000円、請求期間④は35万円の賞与の支払を受け、各賞与から、請求期間①は22万2,000円、請求期間②は30万5,000円、請求期間③は22万9,000円、請求期間④は31万4,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から④までに係る標準賞与額については、給与台帳等により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表の1のとおりとすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から④までについて、厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 給与台帳等によると、請求者の請求期間①から④までに支払われた賞与額に見合う標準賞与額は、上記第3の1の厚生年金特例法により訂正される標準賞与額を上回る額であることが確認できる。

したがって、請求者のA社における請求期間①から④までに係る標準賞与額については、給与台帳等により確認できる賞与額から、別表の2のとおりとすることが必要である。

ただし、訂正後の標準賞与額（上記第3の1の厚生年金特例法により訂正される標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200022号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200017号

1 【厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	訂正後の標準賞与額	訂正前の標準賞与額
平成30年8月28日	22万2,000円	記録なし
平成30年12月28日	30万5,000円	
令和元年8月28日	22万9,000円	
令和元年12月27日	31万4,000円	

2 【厚生年金保険法第75条本文の規定による訂正】

訂正期間	訂正後の標準賞与額	訂正前の標準賞与額 (厚生年金特例法による 訂正後の標準賞与額)
平成30年8月28日	24万7,000円	22万2,000円
平成30年12月28日	34万円	30万5,000円
令和元年8月28日	25万5,000円	22万9,000円
令和元年12月27日	35万円	31万4,000円

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200026号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200019号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における平成24年10月25日の標準賞与額を1万円から10万円に訂正することが必要である。

平成24年10月25日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年10月25日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和61年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年10月25日

A事業所から請求期間に10万800円の賞与が支払われた。厚生年金保険の記録では、当初、標準賞与額が1万円と記録されていたが、現在は、保険給付の対象とならない10万円の記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、請求期間に係る標準賞与額を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

B事業所から提出された請求者の請求期間に係る平成24年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿の写し(以下「源泉徴収簿」という。)及び総勘定元帳の写しによると、請求者は、10万円の標準賞与額に見合う10万800円の賞与の支払を受け、当該賞与から、10万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料より高額な厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認又は推認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の源泉徴収簿及び総勘定元帳の写しにより確認できる請求者の賞与額に見合う標準賞与額から、10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年10月25日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届(訂正届)を保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和4年6月に日本年金機構C事務センターに対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認

めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200023号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200018号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年3月3日から同年6月1日まで
請求期間について、A事業所にC職として勤務していたが、年金記録では、厚生年金保険の加入記録がないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録してほしい。

第3 判断の理由

D国民健康保険組合から提出された請求者に係る被保険者台帳照会処理の写し及びE会の回答並びに請求者の勤務状況に関する具体的な陳述から判断すると、請求者は、請求期間について、A事業所(以下「当該事業所」という。)に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B事業所は、当時の資料がなく、請求者が勤務していたか不明である旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、上記の被保険者台帳照会処理の写しによると、請求者は請求期間についてD国民健康保険の被保険者であったことが確認できるところ、D国民健康保険組合は、「健康保険被保険者適用除外が承認されている70歳未満の当組合被保険者については、厚生年金保険に加入しているものと認識しているが、請求者の適用除外承認申請を行った記録はない。」旨回答している。

さらに、当該事業所における請求期間当時の社会保険委員は、「請求期間当時、D国民健康保険の被保険者は、厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」旨陳述している上、同事業所における請求期間当時の給与計算事務担当者は、「請求期間当時、D国民健康保険の被保険者は、厚生年金保険には加入しておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかったと思う。」旨回答しており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び陳述は得られなかった。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者縦覧照会回答票によると、請求期間中に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に請求者の名前はなく、整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことを認めることはできない。